

(参考資料別紙)

浜松市中小事業者等デジタル化支援事業費補助金補助対象・対象外経費参考表

1 対象経費

項 目	
①システム導入等関連経費 (生産性向上に資するシステム導入等に必要となる経費)	システム構築・開発に係る経費、専用ソフト導入に必要な経費
	在庫管理システム
	発注仕入業務システム
	生産管理・工程管理システム
	原価管理システム
	顧客管理、予約管理システム
	労務・勤怠・入退管理システム
	経理・会計システム
	給与システム
	人事評価・人事管理・人材育成システム
	委託料(必要なシステム・ソフトウェアの開発・構築・設定のための委託費)
	クラウドサービス利用料※
	サーバー購入費、サーバー利用料※
②システム導入等付随経費 (生産性向上に資するシステム導入に付随して必要となる経費)	機器等購入費
	システム及びソフトウェア等導入に係るPC、タブレット等
	システム及びソフトウェア等導入に係るディスプレイ、モニター等
	システム及びソフトウェア等を導入に係るWi-Fi 設備等通信機器等
	工事請負費(機器設置等に係る工事費)

注1 上記は、交付決定日から令和7年12月15日までに支出した経費に限る。

※一括払・月額払の場合は、日割り計算により、交付決定日もしくはソフト等導入日のいずれか遅い方から令和7年12月15日までの経費が対象

注2 ①のシステム導入等関連経費を計上せずに、②システム導入等付随経費のみを計上する場合は補助対象経費として認めない。

(2) 対象外経費

項 目	
①システム導入等関連経費	システムの保守・管理を主たる目的とした経費(システム保守、トラブル対処、ヘルプデスクなどのサービス利用関連経費)
②システム導入等付随経費	セキュリティ対策ソフト購入に係る経費
	ワード、エクセル等の汎用性のあるソフトウェア購入に係る経費(PCやタブレットに搭載されている場合を除く。)
	Web 会議システム、テレワーク導入システム
	HP 制作、改修など(翻訳費含む。)
	広告宣伝費や広告宣伝に類する経費(ショッピングモールサイト等への掲載を含む。)
	電話代、インターネット利用料金等の通信費
	設備、機械、器具及び備品等のリース又はレンタルにかかる経費
	システム及びソフトウェア導入に付随しないパソコン、タブレット等単体
	OA 周辺機器(コピー機、プリンター、シュレッダー 等)
	ケーブル、マウス、保護シート 等
	OA 機器を設置する台、机、椅子等の家具
	中古品
	現存する物品の処分費、諸経費等
③その他認められない経費等	公租公課(消費税及び地方消費税)、収入印紙代、振込手数料
	社会通念上不適切と認められる経費
	使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費
	ポイントにより支払いが行われている経費
	対外的に無償で提供されているものに係る経費
③その他認められない経費等	補助対象経費に係る契約、取得、実施、支払い及び運用開始までの一連の手続きが補助対象期間内に行われていない場合(クレジットカードによる支払いの場合の銀行口座からの引き落としを含む。)